

正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平宝字七年―

山本祥隆

一 はじめに

本稿は、本誌第三号（一九九九年三月）より継続している正倉院文書写経機関関係文書編年目録の第十四回目にあたる。今回対象とするのは、天平宝字七（七六三）年である。本目録作成に至った経緯やその目的などについては、第三号を参照して頂きたい。

二 凡例

・ **文書番号**は、原則として日付順に付した。ただし、特に密接な関係を有する文書については隣接させた場合がある。

・ **文書番号**には階層性をもたせている。単体の文書が集合して継文を成す場合、その集合に文書番号を付し、各文書には枝番号を付した。また、各文書が小集合を構成し、いくつかの小集合によって成り

立っている帳簿の場合は、最も大きな集合に文書番号を与え、小集合には枝番号を、各文書にはさらに枝番号を付して、その成立過程を表現しようと試みた。

・ **文書名**の付け方については、その文書の作成目的が明確になるよう心がけた。したがって『大日本古文書』（以下『大日古』と略す）の文書名とは必ずしも同一ではない。往来軸がある場合は基本的にそれに基づき、公式様文書の場合は発信者と書式を明示する文書名を付けた。

・ **年月日**の項には、その文書の作成年月日（帳簿の場合には開始年月日）を示した。（ ）は推定。なお、以下では本文・目録ともに、元号の天平宝字は「宝字」と略記する。

・ **期間／作成**の項には、作成年月日が特定できる文書には「作成」を、帳簿など複数の年月日にわたる場合や特定できない場合にはその記載対象の最終年月日を「〜」に続けて示した。なお、案文などは記載年月日と作成年月日が同一とは限らないが、特に区別はせず、記

載年月日をもって作成とした。

・写経事業等の項には、当該文書が主として関わる写経事業を記した。特定の写経事業と関係しない文書については、「一」で示した。なお、各写経事業の番号は【表】によっている。

・文書機能の項には、当該文書が果たした機能や内容を摘記した。

・作成／発信↓受信の項には、文書の作成／保管主体、または文書の発信者／受信者を示した。また、案文の場合には「写経所（↓造東大寺司）」という形で、推定される正文の受信者を示した。

・大日古の項には、『大日古』編年文書二五巻における所在を巻数と頁数によって五三〇（＝五卷三七五頁）のごとく示した。なお、本文においても同様に表記する。

・文書の所在の項では、以下の略号を用いた。S＝正集、Z＝続修、ZK＝続修後集、ZB＝続修別集、ZZ＝続々修。断簡番号は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』既刊部分（一～六〔正集〕続々修一）、以下編纂所目録と略す）はそれに従い、必要に応じてマイクログフィルム（紙焼写真に示された紙数番号を（）で示した。未刊部分は紙数番号のみを記した。

・次の項には、当該文書が何次利用かを示した。

・他の利用の項には、同一の紙質上で当該文書以外に文字を書く媒体として利用されている場合に、それを示した。主に紙背の利用である。利用されていない場合は、空欄とした。

・備考の項には、上記以外の留意点を示し、端裏書や、八世紀当時および近代の編成時における往来軸・付箋の情報は必ず記すこととした。また、宮内庁正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録』『未修古文書目録』（以下、未修目録と略す）による情報〔飯田二〇〇一～二

〇〇三〕を記した。

・続々修が単一の要素で一卷を構成する場合、編纂以前の姿を保持したまま成巻されている可能性が高いと考えられる。そのため、そのような場合には備考の項に、一紙で一卷を成すものには「ZZ一紙一卷」、複数紙のものには「ZZ一卷完結」と注記した。

・宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』は、『影印集成』と略す。また本書の解説は、集成解説と略す。

・本目録に含まれない宝字七年の内容を含む文書については、主に「矢越二〇〇七」を参照されたい。

三 写経事業の概観

本年（宝字七年）の写経所の重要な背景として、『孝謙太上天皇―道鏡』および『淳仁天皇―藤原仲麻呂（恵美押勝）』という二つの勢力の対立関係がある。宝字四年六月の光明皇太後の崩御（『統紀』同月乙丑条）は孝謙と仲麻呂の関係に大きな影響を与えたと思われるが、その後の道鏡の台頭もあり、六年六月に、淳仁は「常祀（利）小事」を、孝謙は「国家大事賞罰二柄」を行うこととする孝謙の詔が発せられるに及び、両者の確執は決定的となった（『統紀』同月庚戌条）。この対立関係は八年九月の仲麻呂の乱へと帰結し（『統紀』同月乙巳条など）、仲麻呂の敗死というかたちで決着をみることとなる。

右のような政治情勢は、本年の写経所の運営状況にもよく表れている。この時期の一切経事業は内裏系写経所による景雲経書写のみであり（宝字七年は勅経段階か）、東大寺写経所では一切経書写が行われていない。そのためもあって当該期の写経所では大小さまざまな写経

事業が行われているが、それらは大きく《淳仁―仲麻呂》系と内裏―
《孝謙―道鏡》系の二つに分類しうる（佐藤一九九三）。「山下一九九
九」「山本二〇〇二」「榮原二〇〇三」など。以下、先行研究により
つつ、それぞれの写経事業の進捗状況などを概観してみたい（各写経
事業の番号は【表】による）。

この時期の写経事業としてもっとも規模の大きなものが、②二部大
般若経（二〇〇巻）の書写である。写経料が節部省（大蔵省）から調
綿のかたちで納入され、それを売却することによって財源が確保され
た点に特色があり、多くの先学の関心を引きつけてきた（近年の研究
にも「市川二〇一一」などがある）。宝字六年十二月に開始された本
写経は七年四月ころまで継続されているが、関連史料の多くは奉写二
部大般若経解移牒案として六年の継文に含まれているため（矢越二
〇〇七）参照）、本稿の担当範囲内の文書から詳細をうかがうことは
難しい。しかし、この写経が《淳仁―仲麻呂》方により遂行された事
業と想定されている点には留意したい。

右の②を取り巻くようなかたちで、《孝謙―道鏡》方による写経が
数多く行われている。本稿での考察対象となるものに限っても、

- ③ 五部仁王経疏
 - ④ 十八種持物之具経
 - ⑤ 二部法華経
 - ⑥ 七百卷経
 - ⑧ 一部仁王経疏
 - ⑨ 四十卷経
- などが挙げられる。

③の開始は六年閏十二月七日であるが（二〇四―〇二）、内裏への

奉請（納入）は七年二月九日であり（二〇四―〇三）、年をまたぐか
たちで事業が進められている。（二〇四―〇一）には本写経が「弓削禪
師」―道鏡の宣により始められたことが記されており、《孝謙―道
鏡》系に属する事業であることは明らかである。

④は比較的多くの関連史料が残されており、進行状況をよく復原し
うる事業である。（二四―〇一）によれば本写経が開始を宣せられた
のは六年八月十三日であるが、他の文書からは本格的に事業が動き出
すのは七年に入ってからであることがうかがわれる。なお、「山本二
〇〇二」は本写経を二つに分割して理解するが、これは（〇七）の日
付を八月と翻刻する『大日古』に従っているためである。しかし、マ
イクロフィルムの紙焼写真を参照すると「正月」とみるのが正しく、
単一の事業であることが知られる。（〇九―〇一）には写経料が内裏
より請求されたことあり、また関係史料のなかに葛井根道・上馬養の名
が見いだせることから、《孝謙―道鏡》系の事業と判断される。

⑤は七年二月二五日に始まり（二二）、三月三日ころから実際の
作業が動き出したと考えられる（二四―〇二）。そして、「四七―〇
二」によれば七月十八日に「佐官御所」に奉請（納入）されているか
ら、約五ヶ月をかけて本事業は終了したものとみてよいであろう。こ
れも（二四―〇二）（四七―〇二）から写経が「大僧都」―良弁の宣
により開始されていることが知られ（良弁は東大寺別当として孝謙に
近い立場にいた）、また（二二）には石山院大般若経料の残部を本写
経料に使用せよとの「内裏宣」が記されているので、《孝謙―道鏡》系
の事業であることが確認できる。

⑥も多くの関連史料が残されている事業であり、また道鏡牒（二一
六）の存在から、《孝謙―道鏡》系の写経であることは疑いない。七

年三月十日の道鏡牒により写経が開始されるが(二一六)、翌十一日にはさっそく用度申請が行われ(二一七)、十七日ころから料物が納入され始める(二一〇—二二二)。(二一六)には「早令奉写」との道鏡の文言があるが、実際の写経は四、六月ころにかけて行われている(二一八)など。また六月中旬に勘経が行われており(四一)、そこから推すに全行程の完了は六月下旬ころ、あるいは七月までずれ込んだであろうか。さらに(二一九—二〇三)から、少なくとも一部の奉請(納入)は八年九月まで遅れたことが知られる。

⑧は四月十七日に「法順宣」により開始された写経であるが(二〇四—二〇四)、詳細は不明な点が多い。「法順」は(二〇四—二〇四)にしか見えない尼僧であるが、法名を法基と称した孝謙は、近侍する尼僧にも「法」字を有する法名を持つものが多いので(法均、和氣広虫など)、法順もそのような尼僧の一人であった可能性が高い。したがって、本事業も《孝謙—道鏡》系写経と推察される。

⑨は、本年における中心的な写経事業の一つに位置づけられる。六月三〇日付の道鏡牒(四二二)により写経が始められたが、ここでは七月六日までに書写を完了するよう命じられており、急ピッチで作業が進められた。しかし、(四三—四三)からは本経、特に孔雀王呪経の入手に苦勞し書写対象が変更された様子が看取され、事業進行には困難も伴ったようである。このような事情のためか、奉請(納入)は十二月にまでずれ込んでいる(四七—四七)。道鏡牒によることから明らかに《孝謙—道鏡》系写経と判断される点⑥と同様である。以上、《淳仁—仲麻呂》系写経と考えられる②、および《孝謙—道鏡》系の各写経事業を瞥見してきたが、本年にはその他にもいくつかの写経が行われている。具体的には、

① 大般若経

⑦ 法華経・顕无边仏土経

⑩ 法華経

⑪ 阿弥陀経

⑫ 心経

⑬ 花嚴経

などである。

このうち①は、実際の作業自体は六年内に終了しているが奉請(納入)は遅れ、七年九月一日・九日・十五日の三度に分けて内裏に奉請されたことが(四九)より知られるのみである。その他の事業も史料に乏しく、作業の具体相に迫ることは難しい。とりわけ⑩・⑪・⑫などは、「山本二〇〇二」の指摘に従えば、写経所で行われたのは予算書の作成のみであり、実際の作業は他所で遂行された可能性が高い。

以上が宝字七年の写経所および写経事業の概観である。これらを念頭に置いた上で、以下では各文書を、必要に応じて個別に検討していきたい。

四 個別文書の検討

〔一〕 造東大寺司解案

造東大寺司および造上山寺菩薩所以下の被管諸所の、宝字六年閏十二月分の告朔解の案。「山下一九九九」は本文書などに基つき、当該期の造東大寺司各所には別当が二人ずつ配置されていたこと、また二人の別当には上位と下位の別があったことなどを論じられている。末尾に長官以下の造東大寺司官人が列挙されてお

り、宝字七年年初時点における官人構成がうかがえる点も貴重である。ただし本年中にも異動があることには注意せねばならない。参考として以下に、判明する限りにおける本年の造東大寺司官人を記す（本文書および続紀による）。

長官 正四位上坂上忌寸犬養 （～正月九日）

従四位下佐伯宿祢今毛人（正月九日～四月十四日）

正五位下市原王 （四月十四日～）

次官 正五位下国中連公麻呂

判官 外従五位下上毛野公真人（～正月九日）

正六位上葛井連根道 （～十二月二十九日）

主典 正六位上弥努連奥麻呂

正六位上志斐連麻呂

正六位上安都宿祢雄足

従六位上阿刀連酒主

史生 従七位下麻柄勝毗登全麻呂

正八位下阿刀造与佐弥

従八位上秦忌寸益倉

大初位上土師宿祢男成

なお、長官が目まぐるしく交替しているのはこの時期の《孝謙太上天皇「道鏡」対《淳仁天皇—藤原仲麻呂》という政局の情勢を反映していることと考えられている（『榮原二〇〇三』）。

〔〇二〕 安都雄足啓案

安都雄足の啓および状を抜き書きし記録した案。雄足が関わること、および内容から石山寺関連の文書と推察される。文書名について、「〔〇二〕」は冒頭および文末に「謹啓」とあることから啓

とし、反対に「〔〇二〕」は冒頭にそれがなく、また文末が「今具状、謹白」となることから状とした。

〔〇三〕 造物所解

舎人等の交名に関する造物所解の正文。提出先は造東大寺司であらうが、反故紙として写経所に払い下げられたものと思われる。二行目の「此面不要」は、二次利用の後になされた、紙背（一〇）が保存対象であることを示すための追記と考えられる。現状では（一〇三）が表となっているが、これは続々修編纂の際に内容的に整っている面を表として成巻したことによるのであろう。実際に未修目録（「造物所解」〈申舎人等交名事 天平宝字七年正月十日〉一枚）からは、本文書が単独のかたちで伝来したことが推定される。

〔〇五〕 嶋淨浜請暇解

〔〇六〕 岡人成請暇解

類似の請暇解二通。（一〇六）は年不明だが、『大日古』は（一〇五）による類収として宝字七年に収める。（一〇五）の日付が正月二四日、紙背が二日後の二六日であることを考えると、紙背の日付が宝字七年正月二六～三〇日の（一〇六）を当年の文書と見なすことは妥当であろう。また、編纂所目録も紙背面での両者の接続を想定している（『矢越二〇〇七』目録一一一—一九～二三も参照）。（一〇五）は奥に判許の追記があり申請が許可されたことが知られるのに対し、（一〇六）にはそれがなく対照的である。

〔〇七〕 造東寺司奉写十八種持物之具経用度文案

現状では各所に散在する五断簡が接続することが、編纂所目録により指摘されている（第一・二紙間は接続力、他は接続）。十

八種物とは楊枝・澡豆・三衣・瓶・鉢・坐具・錫杖・香爐・漉水

囊・手巾・刀子・火燧・鑷子・繩床・經・律・佛像・菩薩形像の

ことであることが梵網經に説かれており〔石田一九五八〕、本

文書に見える梵網經および四分僧戒本・四分尼戒本（四分律）

が、そのうちの經・律に当たる。したがって、例えば〔〇九〕と

本文書は同一の写経事業（Ⅱ④）に関わる文書ということになる。

この点、文書名の上では紛らわしいが、今回は当該文書中の呼称

に基づく文書名を採用することとした。なお〔山本二〇〇二〕は

本文書と〔〇九〕などを別の事業に関する文書とするが、これは

本文書の日付を「八月廿八日」とする『大日古』によっているた

めである。しかし、マイクロフィルムの紙焼写真を参照するとこ

れは『大日古』の翻刻ミスであり、日付は「正月廿八日」とみる

べきである。したがって二つの事業を想定する必要はない。また

〔東野二〇〇九〕によると、本文書にみえる四分律は数ある律藏

の中でもっとも有力なものであり、中国南北朝時代には優勢を

築き、唐代には律と言えれば四分律を指すという状況がほぼ出来上

がっていたという。

〔〇八〕 上馬養状

上馬養から吉成に宛てた、鳥・鴨の進上を求める状。〔吉田一

九六五〕に分析があり、以下それにより概略を述べる。

吉成（「好成」とも、十一420）は安都雄足の側近であり、また

文中の「佐官」も雄足を指す。その縁で本文書は雄足の手に渡り、

反故紙として二次利用されたと思われる。なお「高屋」は、安都

氏の本拠地との関係から、河内国古市郡の高屋に相当する可能性

が考えられる。鳥を運ぶのが佐官高屋宅へなのか、それとも佐官

高屋宅からなのかなど、内容には不明瞭な点も残る。

〔〇九〕 奉写梵網經并四分律充裝潢紙帳

梵網經・四分戒本（四分律）書写事業（Ⅱ④）における充

紙・打紙および料紙に関する記録。現状では二紙で一巻を成すが、

〔一〇二〕の付箋によると未修目録では「梵網經冊卷（二月六

日）一枚」に該当するため、続々修成巻以前には〔一〇二〕〔一

〇二〕は別紙の状態であった可能性が高い。すると、『大日古』

は〔一〇二〕の日付（二月六日）を「廿脱カ」とするが、必ず

しもそのように見なす必要はなく、六日のままでよいと思われ

る。また以上より、往来軸は〔一〇二〕のみに関するものである

可能性が高く、したがって〔〇九〕全体の文書名とするには問題

があるが、今回は原則に従い往来軸の記載を生かした文書名を採

用した。

〔二〇〕 奉写梵網經并四分戒本用度注文

冒頭には四分尼・僧戒本しか見えないが、「加用紙」以下の各

種の数値が〔〇七〕と合致するため、用度には梵網經書写料も含

まれていると考えられる。また本文書右端は痛みが激しく、その

点も考慮すると元来は右端に「梵網經冊卷」などと記載されてい

た可能性が高い。そのため、文書名には「梵網經」を加えた。な

お年月日は不明であるが、内容・筆跡からは〔〇七〕の草案であ

ると考えられるため、本年の文書とみなし採録した。

〔二三〕 奉写法華經本注文

法華經書写の充本の記録か。年紀不明。宝字七年には⑤二部法

華經書写事業が行われており、そのため『大日古』は本年に類取

するが、書写が一部のみであること、本文書に載る写経生が⑤関

連の他の史料に見出しがたいことから、本年の文書でない可能性が高い。しかし断定はしがたいことから、今回は『大日古』に従い目録に加えた。

〔一四〕飯高息足状

② 二部大般若経料を確保するための綿の売却に関する飯高息足の状。宛先の「佐官」は安都雄足。売却直としてひとまず錢一四貫を進納すること、売却責任額を屯別六五文から六〇文へ引き下げてほしいことなどを述べる。著名な史料であるが、詳細は「吉田一九六五」「山本二〇〇二」「市川二〇一一」など参照。関連史料として売料綿下帳（十六七4〜78・十五292）、奉写二部大般若経雑物納帳（五300〜306・十六121〜129）などがある。

〔一五〕僧慶宝状

信楽板殿（＝藤原豊成殿）を解体し、石山寺に移築する事業に関わる文書。これに際しては「信楽殿壊運所」などと称される所が設置されており、また慶宝および文中の法宣はこの事業の領を務めていた。「岡藤一九九三」に基づき本事業の経過を概略すると、

一、屋丈尺勘注解（矢口公吉人解、二五305）の作成

…宝字五年十二月二八日付、準備段階
二、本所から石山津までの壊運漕

（一）本所↓夜須潮の壊運漕 …宝字六年二〜四月頃

（二）夜須潮↓石山津の運漕 …六月頃

三、足庭での食堂への改作 …七月下旬

となる。つまり本事業は宝字六年秋には完了していたのであるが、夜須潮で材木の流失という事態が発生し、そのため未払い分の清

算が遅れていた。本文書はそれに関するものであり、七年三月の時点でも事態が決着していないことが知られる。なお、本事業および信楽板殿壊運所については「櫛木一九七九」「松原一九八五」「大橋一九九五」など参照。

〔一六〕法師道鏡牒

最勝王経十一部以下の諸経の書写（＝⑥七百卷経書写事業）を命じる道鏡の牒。本文書では「仰根道」として葛井根道が直に指名されている点が注目される。「山本二〇〇二」によると、当期の写経所には《安都雄足―下道主》および《葛井根道―上馬養》という二つの指揮系統が存在し、前者が《淳仁―仲麻呂》派、後者が《孝謙―道鏡》派であったとされるが、本文書はその想定を支える有力な根拠と見なされている。

〔一七〕造東寺司解案

⑥ 七百卷経書写のための用度申請解の案。紙背は「〇一」。現状では右端に新補紙を貼り新補軸を付けており、左端にも新補表紙を貼り継いでいるが、これは統修別集編纂時になされたものである。また第六紙の左端上部に墨点があるが、編纂所目録によるとこれは統修別集成巻の際に表紙取付け位置を示すために裏となるべき面に付されたものであるという。つまり、本巻は表裏が当初の意図とは逆の状態で成巻されていることとなる。

〔一九〕奉写経所解案

⑦ 二部法華経・顕无辺仏土経書写のための用度申請解の案。本写経事業に関する現存唯一の文書。現状では前半（ZZ42―4〈2〉）と後半（ZZ42―4裏〈6〜3〉）に分割されるが、「山本二〇〇二」は「記述内容の繋がり、筆跡の同一性などから推して」

元来は接続していたものと推測される。従うべき見解であろう。

分割された理由は不明であるが、続々修編纂に際して紙背（四三）が表とされたため余白（＝本文書前半）を切り離した、という可能性も想定しうる。

（二〇）経所解案

四通の経所解を抜き書きした記録。「一〇四」に見える銅銘はいわゆる聖武天皇勅書銅版のこと。これについては「東野一九九五」に詳しく、かつては平安時代以降の偽作とされてきたが、実際には奈良時代に製作された真作である可能性が指摘されている。「水野二〇〇五」「榊原二〇〇五」なども参照。なお文書名について、冒頭に「解」字を有する「一〇三」「一〇四」は「経所解案」とし、反対にそれがない「一〇一」「一〇二」は「経所注文」として区別した。

（二四）奉写梵網經并四分律充本帳

複数の写経事業の関連文書より抜き書きして作成された記録。「一〇一」が二紙にまたがることから、まず「一〇一」が作成され、その余白に「一〇二」「一〇三」が順次書き継がれていったものと思われる（「一〇二」の追記はさらにその後か）。このように考える場合、「一〇二」の日付は三月三日であるが三月十八日付の「一〇一」より後に記録されたこととなるため、「二四」全体の「年月日」「期間／作成」としてはそれぞれ「宝字〔328〕」「宝字〔313〕」と表すこととした。ただしその場合も、往来軸が十九日付とすることが問題となる。また文書名について、「二四」全体としては複数の写経事業に関わる点が問題となるが、今回は原則に従い往来軸の記載を生かした文書名を採用した。

（二七）奉写七百卷経充紙筆墨帳

第一紙と第二紙にまたがるかたちで、二行分の未収文字がある。「合請紙二百帳」〈正用二百七十九／空二、破四、返上十五〉、廿九日〈廿〉、五月一日〈廿〉、二日〈廿〉、六日〈廿〉、十〈廿〉、七日〈廿〉、八日〈廿〉（一行目）

「十一日〈廿〉、廿一日〈廿〉、廿二日〈廿〉、廿五日〈廿〉、廿八日〈廿〉、返上〔筆二、墨一村、一〕」（二行目）

（二九）奉写七百卷経本充帳

⑥七百卷経書写事業に関する文書。「一〇二」は二紙にまたがる「一〇一」の余白に書き込まれているが、「一〇三」は新たに第三紙を貼り継いで記録されており、三者が密接に関係する文書として記録・保管された様子がうかがわれる。この推測が正しければ、「一〇二」の「金剛般若経三百卷」および「一〇三」の「金剛般若経一百五十卷」はともに「一〇一」の「金剛般若経六百卷」の一部である可能性が高い。その場合「一〇二」「一〇三」の「奉請」は、經典の貸し借りの場面における一般的な用法とはやや異なり、「内裏」「大仏殿」への納入・奉納（必ずしも返還を伴わない広義の「授」）の意味に解しうるることとなる。「奉請」は經典の貸出・借用双方の意味で使用されることが「大平一九九〇」により指摘されているが、本文書の「奉請」は、さらに広い用例と見なしうるかもしれない。

（三〇）荊嶋足手実

装潢荊嶋足の手実。端裏書（装潢等手実）から、元来は類似の手実が複数継がれて帳簿となっていた可能性が想定される。奥の追記は本文とは無関係と思われるが、紙背（三二六）に上馬養

の署名が見えることから、馬養が何らかのメモとして書き記したものと考えられる。

〔三二〕万昆太智請暇解

万昆太智の請暇解。下痢が治らず、当日一日の休暇を追加請求している。左に約一二糶の余白があるが判許の追記などはなく、申請が認められたか不明な点は、〔〇六〕と同様である。

〔三三〕土師男成海藻送文

土師男成による長門海藻の進送に際して付された送文。海藻（および本文書）の送り先としては造東大寺司などの可能性も考えられるが、仮に送付先が写経所以外であれば本文書は写経所に払い下げられた反故紙となり、その場合は紙背の二次利用が意図されていたこととなる。一方、本文書は料紙が完型（幅約二八糶、左の余白約一八・五糶）であるのに紙背は空であり、二次利用されていまい。したがって、長門海藻（および本文書）の送り先は写経所であり、本文書は当所で受領の記録として保管されていた、と想定するのが最も蓋然性が高いと思われる。ただし海藻が写経所内で消費されたか、それともさらに他所に送られたかは不明。

〔三四〕土師男成請物文

土師男成による不足物品購入のための請物文と思われるが、上部破損のため詳細は不明。ただし一行目に「升別十一文」と見えることから、品目としては米などの穀類、あるいは酒類などが考えられる。「関根一九六九」によると、宝字六年の時点で浄酒（≡清酒カ）が升別一七文、粉酒が同一〇文、白酒が一三文、古酒が六文、米が七文であったという。年未詳であるが、〔三二〕による類収。

〔三四〕塙坂宅解

宿置してある白米の借用を申請する解。この白米が塙坂宅に宿置されたのは宝字三年五月のことである（太諸上宿置米注文、ZZ 18―3裏（29）、四367）。「吉田一九六五」によると、塙坂宅は安都雄足と密接な関係を有する宅であり（塙坂は地名）、紙背は空だが他の石山寺関係文書と同じような経由で残存したものであろう、とのことである。これに従い、受信者は「安都雄足カ」とした。なおその場合、本文書は厳密には写経機関係文書には含まれないことになるが、著名な史料であり、また安都雄足自身が写経所に密接に関係する人物であるため、目録に採用することとした。

〔三五〕大師家牒等案

大師（≡藤原仲麻呂）家牒および関連文書を貼り継いで作成した記録。内容的には大師家への經典の奉請（貸出）に関わるものである。本文書については「榮原二〇〇〇」に詳細な検討があるので、以下それを参考に概略を述べる。

まず、本文書の紙背は宝龜四年四・五月の告朔解案として二次利用されているが、二通の告朔解案の境目は第四紙の途中にあり、また五月告朔解案の末尾（左端）に余白があることから、元來大師家への經典奉請に関わる巻物が存在し、そこから本文書に当たる部分を取り出し、紙背に二通の告朔解案を書き記したものである。したがって、本文書の貼り継ぎは奈良時代における整理の原形を留めていることとなる。

次に個別の内容をみると、〔一〇一—一〇二〕は大師家より東大寺三綱宛てに出された花嚴經疏四一卷・涅槃經疏四三卷の借用申

請の牒（正文）であり、「一〇一〇二」がそれに対応する貸出状の案である。第六紙冒頭の追記は、紙をまたいでいるが、「一〇二」ではなく「一〇一」に関わるものであろう。よって「一〇一〇二」により申請された借用經典の返却は、仲麻呂の乱のち、天平神護元（七六五）年に行われたこととなる。また、「一〇三〇二」でも涅槃經疏・花嚴經疏のみが貸し出されていること、「一〇一〇二」と「一〇三〇二」の經卷数を合計しても「一〇一〇二」を上回らないこと、「一〇一〇二」と「一〇三〇二」で重複する經典がないことなどから、「一〇三〇二」は「一〇一〇二」の時点では貸し出されなかった經典を追加で貸し出した際の記録と考えられる。つまり「一〇一〇二」の借用申請に対して、少なくとも二回の貸出が行われていることとなる。一方「一〇三〇一」は、「一〇二」中の朱筆で「請」と記された疏と一致し、大師家より請求されたもののうち実際に貸し出された經典のリストであることがわかる。よって「一〇二」と「一〇三〇一」はセットの関係にあることとなるが、ここから元来は、「一〇二」と同様の性格を有する「一〇四」にも「一〇三〇一」に相当する記録が存在したことが想定される。

なお「一〇三〇一」「一〇三〇二」それぞれの朱筆「奈良」「前山寺」について、これが經典類の貸出先を示すものであること、「福山一九八二」では殖槻寺と考えられていた「奈良」が仲麻呂の田村第を意味すること、などが指摘されている。ちなみに「前山寺」は、先行研究のとおり栄山寺のこととされる（五三）も参照）。

最後に文書番号であるが、本文書を構成する六つの要素について、それぞれに「一〇一」から「一〇六」の枝番号を付すことも可能であろう。しかし、例えば「一〇二」が大師家牒の正文（「一〇一〇二」）の余白に実際の貸出經典リスト（「一〇一〇二」）を書き込んでいるという状況などを考慮すると、孫番号を使用する方がより正確に文書の様態を示しうると判断し、今回は目録のように番号を付した。

〔三六〕写經所解案

⑧一部仁王經疏書写のための用度申請解の案。左奥の「裝潢等手実」は紙背文書の端裏書。〔三〇〕参照。

〔三七〕運米使阿刀乙万呂解

米の購入や運送に関する運米使阿刀乙万呂の解。日付は当初「廿三日」となっていたものを、「三」字の第一画と第二画の間を塗りつぶし、「廿二日」と訂正している（集成解説は「1.15 廿二日」は、「三」に重ね書。」と表現）。〔櫛木一九七九〕に本文書への言及があるが、「残九石（即負馬六匹持参上来阿刀乙万呂）」との記載から運米使としての阿刀乙万呂が実際に運搬を指揮していたことを指摘し、ここから一般に「使」とは事務的な決算処理のみでなく実際の仕事に深く関わる存在であったことを論じられている。なお、阿刀乙万呂は上日報告からこの時期写經所の領を務めていたことが知られるので、本文書の宛先は「↓写經所カ」とした（当該時期の上日報告については「矢越二〇〇七」目録の一〇二表8（510頁）など参照）。

〔三八〕東大寺奉写大般若經所解案

②二部大般若経書写のための請用雑物の使用状況、および残物状況を報告する解の案。通常このような解はまず写経所から造東大寺司に提出され、そこからさらに内裏へ報告されると思われるが、本文書はやや異なる様相を呈する。すなわち、写経所が「東大寺奉写大般若経所」と自称すること、下道主・安都雄足・上馬養の三者が写経所内での役職（案主・別当など）および本官・位階を記していること、の二点からは、本文書が造東大寺司外の機関へ宛てられたものであることが推察されるのである（山下一九九九）参照。これにより正文の宛先を「（↓内裏カ）」と想定したが、なぜ写経所から直接内裏へ解が提出されたかは不明。

〔三九〕弓削伯麻呂請暇解

〔一〇二〕は弓削伯麻呂の請暇解。理由は後父の死亡および母の病。年未詳であるが、『大日古』は十六³²⁶の経所解案などにより宝字七年の文書と推定する。ただし当該期の上日報告によると、弓削伯麻呂は七年四月までしか出仕が確認されないのが不審である（当該時期の上日報告については「矢越二〇〇七」目録の一〇二一～一〇二三・二五～三一・三六～四四および「山本二〇〇二」表8〔510頁〕など参照）。このため、本文書は宝字六年のものである可能性も考えられるが、あるいは申請が認められたため五月はまったく出仕しなかったことを示すのであろうか。反対に「一〇二」に見える赤染国勝は七年十二月の上日報告と思われる経所解案（十六³³⁴、「矢越二〇〇七」目録の一〇一～一〇四）および八年正月の上日報告である経所解案（五⁴⁶⁸、「矢越二〇〇七」目録の一〇一～一〇四五）にしか現れないため、「一〇二」が書かれたのはその頃あるいはそれ以降となる。よって「一〇二」・「一〇〇

二）間には半年から二年弱程度の時期差があると考えられる。

〔四〇〕安都雄足啓

交易米などを請求する安都雄足の啓。奥に練白繩に関する追記があるが、これは本文書を宛てた人物（「某」）への追伸と考えられるため、枝番号は付さなかった。

〔四二〕法師道鏡牒

造東大寺司へ十一面経・孔雀王呪経（⑨四十卷経）書写を命じる道鏡の牒。文書としての移動は造東大寺司までであるが、正文自体が写経所まで回送されたため伝来したのであろう。「四三一〇一」は本文書を承けた用度申請解案である。

なお本写経事業における「四十」と「卅」の表記について、今回は引用箇所等以外はすべて「四十」で統一した。

〔四三〕奉写経所解案

〔一〇二〕は〔四二〕を承けての用度申請解の案。「山本二〇〇二」によれば、本文書の二～九行目の追記や訂正は本写経事業の変遷を物語るものとされる。すなわち〔四二〕では十一面経三部三〇巻・孔雀王呪経一部一〇巻（計四〇巻）の書写計画であったものが、本文書では当初三四部三七巻の書写として用度が申請されている。これは孔雀王呪経一〇巻の本経が七巻分しか入手できなかったためと思われるが、それでも四〇巻の体裁を整えるため別に三巻分を補うこととなり、十一面観音神呪経一部一巻および陀羅尼集経二巻（第四・九巻）が追記されたものと考えられる。なお、「一〇二」は⑩法花経一部、「一〇三」は⑪阿弥陀経十巻の書写に関する文書であるが、ともにそれぞれの写経における現存唯一の史料である。

〔四四〕 奉写四十卷経料雑物納帳

四十卷経書写のための雑物収納の記録。奥に蘇芳軸四〇枚を五日に収納した旨の追記があるが、特に枝番号は付さなかった。

〔四五〕 奉写四十卷経料色紙注文

写経料の色紙に関する注文。年月日・関連事業とも明記されないが、各料紙の紙数は〔四四〕とよく一致し、また「十一面経卅卷」との表記も見えることから、⑨四十卷経書写に関わる宝字七年の文書と見なしてよいであろう。紙背は最勝王経の書き損じである（『大日古』未収、天地逆）。こちらも年紀はないが、最勝王経の書き損じが反故となり色紙に関する注文として使用されたとみるのが穏当であろうから、本文書は二次文書と考えられる。

〔四六〕 奉写四十卷経充裝潢紙帳

⑨四十卷経書写事業における裝潢への充紙の記録。『大日古』は文書名を「紙充裝潢帳」とするが、漢文の文法の観点および往来軸を生かすという原則から、今回は「充裝潢紙帳」とした。付箋は、マイクロフィルムの紙焼写真では「冊」——としか見えないが、未修目録¹⁰⁰¹「充裝潢紙帳（七年七月三日）壹卷（内一枚付箋）二十三枚」に対応する可能性が高い。それが正しければ元來本文書の後ろには二二紙が貼り継がれていたこととなり、今回試みに提示した、続々修が単一要素で一卷を成す場合は以前からの形態を保持している可能性が高いとの想定に反する事例となる。記して後考に俟ちたい。

〔四七〕 四十卷経充本帳

集成解説には「第3紙は、第2紙と同規格の界線が施された紙を、誤って天地逆に貼り継ぎ、横界が下段に三本ある状態になっ

ている。」「第3紙左端に貼り継がれた新補白紙に、犀角下帳一通および第廿四櫃納物勘注を本巻より北倉173御物納目散帳に移収せる旨を記す墨書3行あり。」とある。犀角下帳・第廿四櫃納物勘注は、それぞれ二五附86〜98一二「御物納目散帳」の第一・二紙に当たる。また編纂所目録によると、現在正倉院宝物中倉二二ノ六〇号として伝わる往来軸（「充本帳卅卷経」（表）「七年七月三日」（裏））は、本来は本文書の右に貼り継がれた料紙に付けられていたものとのことである。

〔四八〕 下道主状

胡麻油などを請求する下道主の状。紙背（二二〇）が上馬養の管理する文書であることから、宛先は馬養と推察される。奥に二分分の追記があるが、『影印集成』によるかぎり全文同筆のようであり、追伸のような性格のものである。したがって枝番号は付さなかった。左端に未収文字があるが、切断されており判読は難しい。

〔四九〕 大般若経本奉請帳

大般若経六百卷を、二百卷ずつ三回に分けて内裏に奉請（納入）したことの記録。本事業は宝字六年二ノ四月および八ノ十二月に石山院奉写大般若経所で行われた①大般若経一部六百卷の書写事業に関するものであり、②二部大般若経関連文書とは区別する必要がある（「矢越二〇〇七」参照）。六年中に書写が完了していた大般若経の納入のみが七年九月まで遅れたことになるが、いかなる事情によるのか、詳細は不明である。

〔五一〕 奉請注文

内裏へ解深密経を奉請（貸出）した記録。年末詳であるが、

「大日古」は宝字七年付の二通の奉写御執所奉請文案(五46・49)、それぞれ「矢越二〇〇七」目録の一〇八―六七・六六)により当年に類取している。葛井根道が担当していることから、宝字七年の文書とみなしてよいであろう。本文書に見える「水主宮」は天智天皇皇女の水主内親王のことで、本人は天平九(七三七)年に薨じているが(『統紀』同年八月辛酉条)、所有した大量の經典類が東大寺に所蔵されており、また目録も作成されていた(十七116・117)。この水主内親王経は写経のためにしばしば諸所に貸し出されており、本文書もその一事例をなすものである。なお、本文書はかなり縦に長い短冊型の料紙に書かれているが、字配りなどからは書写ののちに余白を切り落としたようには見られず、何かの切れ端のような紙になされたメモ書きのようなものと推察される。

〔五二〕写経所雑物出充帳

雑物出充の記録。本文書は第六行「右」で終わっており、一見すると途中で切断されているように思われるが、実際には最終行は料紙のほぼ中央に記されており、左には約一三種の余白がある。よって書き込みの途中で廃棄されたと解さざるを得ないが、その理由は不明。本文書の「上山寺」については、「一」にも「造上山寺菩薩所」が見える。宝字八年には上山寺悔過所関連の文書が複数存在し、悔過が行われたことが知られるが(五468・478、十六99など)、本文書もその準備に関わるものであろう。

〔五三〕造円堂所牒

造円堂所より造東大寺司に宛てた、画機の借用を請求する牒。牒の形式をとることから、造円堂所は造東大寺司被管の所ではな

いと考えられる。「福山一九八二」は、「円堂」は栄山寺八角堂のことであり造円堂所は藤原仲麻呂家に設けられた臨時の所であると指摘する。その理由は、(い)本文書は「仁部卿」の宣によるものであるが、宝字七年当時の仁部(仁民部)卿は仲麻呂三男の朝獨であり、造円堂所と仲麻呂の関係がうかがわれる、(ろ)栄山寺八角堂は仲麻呂が先考先妣(亡父母)のために建立したと伝えられ、また仲麻呂の父武智麻呂が栄山寺近郊に改葬されたのは宝字四年の『藤氏家伝』下巻(武智麻呂伝)成立以後とされることから八角堂の創建は宝字四年から仲麻呂没の同八年の間に措置されるが、本文書の年紀はこの推定期間内に位置する、

(は)「三五」大師(仲麻呂)家牒等案のなかにも「前山寺」(サキヤマテラ、栄山寺)が登場し(一〇三―一〇二)、やはり仲麻呂と栄山寺の深い関わりが垣間見える、(に)賀陽兄人の署名の仕方からは四等官制の存在がうかがわれず、造円堂所が正規の官制に基づく造寺司被管の所とは思われない、の四点である。種々の状況を勘案すると、福山氏の推定は従うべきものである。なお、栄山寺と仲麻呂の関連を示す史料として、天平神護元(七六五)年の僧綱牒(五519)も挙げられる。

奥に葛井根道による判があるが、本文書の日付が十二月二〇日であり、根道が二九日に隠岐に配流されていることから(『統紀』)、この判はその間数日のうちになされたものと思われる。葛井根主は根道の近親者と推定されるが、詳細は不明。

〔五四〕奉写心経一千卷用度文案

⑫心経書写に用いる用度雑物の記録。現在は統修後集と続々修とに分かれるが、編纂所目録によると、ZK 42(10)とZZ 42―5

〔5〕とは本来同一料紙であったのが破断して左右に分かれたものであり、合わせて幅五五・〇糎であるという。造東大寺司より内裏に提出された用度申請解の案を、記録として写経所に保管したものであろうか。

〔五五〕奉写経所本経疏奉請帳

楞伽経など諸経典を「令請」する記録。記載される経典は多く〔三五―〇二〕と一致し、あるいは両者は関係するかも考えられる。しかし〔三五―〇二〕で申請された経典のうち実際に貸し出されたもののリストである〔三五―〇三―〇一〕には本文書に載る諸経も記載されており、それらが七月五日の段階ですでに貸し出されていたことが知られる。巻数も合致しないため、あるいは本文書と〔三五―〇二〕は無関係とみる方が穏当かもしれない。ただしその場合も、「令請」という表現から経典の借用ではなく貸出の記録であることは間違いないであろう〔大平一九九〇〕。詳細は不明であるが、記して後考に俟ちたい。

〔五六〕大宰帥宅牒

造東大寺司に銅工の上日を報告する大宰帥宅の牒。当時の大宰帥は藤原仲麻呂の二男真先（もと執弓）。文書としての移動は造東大寺司までであるが、反故紙として写経所に払い下げられ、紙背を二次利用されたのであろう。

〔五七〕写経所解案

経師等の作業報告の写経所解の案に、布施として支給された綿の料を書き込んだ記録。『大日古』は文書名を「奉写仁王経疏経師等解文」とするが、経師たちが自己申告した解とは考えにくく、「写経所解案」とするほうが適当であろう。年紀・関連事業とも

明記されないが、「岡大津」から「大友路万呂」までの五人の「疏経師」が〔〇四―〇一〕と完全に一致することから、少なくともこの部分は⑧一部仁王経疏写事業に関わる記録であり、したがって宝字七年の文書と見なしてよいと思われる。また紙背には造石山寺所解移牒符案のうちの宝字七年の文書五通が記されているが、いずれが一次文書かが問題となる。ここで紙背の状況を見ると、第三通「東大寺司造石山院所牒案」〔矢越二〇〇七〕目録の二―一九二は紙をまたいで書かれており、もともと貼り継がれていた二紙に五通の文書を一括して書き写したと推察される。したがって、本文書を一次文書と見なすのが妥当であろう。

五 おわりに

以上、宝字七（七六三）年の写経機関関係文書を紹介・分析し、整理を加えてきた。大部な継文が前年の宝字六年に属することもあり本年の文書は単独の形態をとるものが多く、また点数もさほどではない。そのため、出来るだけ多くの文書について気づいた点などをコメントするよう心掛けたが、それゆえに煩雑に過ぎた嫌いもあるうし、誤りも多く犯していることと思う。また、脱漏なきよう努めたつもりではあるが、取り上げるべくして見落としている文書も存するかもしれない。ご寛恕とともに、忌憚のないご批正をお願いしたい。

【参考文献】

- 飯田剛彦「正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録 十二（未修古文書目録）』」（『正倉院紀要』二三～二五、二〇〇一～二〇〇三）
- 石上英一「正倉院文書目録編纂の成果と古代文書論再検討の視角」（石上ほか編『古代文書論』東京大学出版会、一九九九）
- 石田瑞磨『鑑真 その思想と生涯』（大蔵出版、一九五八）
- 市川理恵「二部大般若経写経事業の財政とその運用」（『ヒストリア』二二六、二〇一一）
- 大橋信弥「信楽殿壊運所について」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九五）
- 大平聡「正倉院文書に見える「奉請」（『ヒストリア』一二六、一九九〇）
- 岡藤良敬「信楽板殿壊運漕の経過と経費」（『福岡大学人文論叢』二五―三、一九九三）
- 榎木謙周「律令制人民支配と労働力編成」（『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六、初出一九七九）
- 栄原永遠男『奈良時代の写経と内裏』（塙書房、二〇〇〇）
- 栄原永遠男『奈良時代写経史研究』（塙書房、二〇〇三）
- 榎原史子「四天王寺縁起」と『聖武天皇勅書銅板』（佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版、二〇〇五）
- 佐藤長門「称徳・道鏡政権下の写経体制」（『正倉院文書研究』一、一九九三）
- 関根真隆『奈良朝食生活の研究』（吉川弘文館、一九六九）
- 蘭田香融「南都仏教における救済の論理（序説）」（『日本宗教史研究』四 救済とその論理』法蔵館、一九七四）
- 東野治之「聖武天皇勅書銅板」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四、初出一九九五）
- 東野治之『鑑真』（岩波書店、二〇〇九）
- 福山敏男「采山寺の創立と八角堂」（『福山敏男著作集二 寺院建築の研究 中』中央公論美術出版、一九八二）
- 松原弘宣「勢多庄と材木運漕」（『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五）
- 水野柳太郎「国分寺発願勅について」（『南都仏教』八六、二〇〇五）
- 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九）
- 山本幸男『写経所文書の基礎的研究』（吉川弘文館、二〇〇二）
- 吉田孝「律令時代の交易」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三、初出一九六五）

事業主体	関連史料	備考
	[49]	
淳仁一仲麻呂	[05] [06] [14] [30] [37] [38] [39]	
孝謙一道鏡	[04-01~03]	
孝謙一道鏡	[07] [09] [10] [18] [22] [23] [24-01・03]	梵網經・四分律（＝四分僧戒本・四分尼戒本）に同じ
孝謙一道鏡	[11] [12] ([13]) [24-02] [47-02]	
孝謙一道鏡	[16] [17] [20-01] [21] [25] [26] [27] [28] [29] [31] [41]	最勝王經・宝星陀羅尼經・七仏所説神呪經・金剛般若經に同じ
	[19]	
孝謙一道鏡	[04-04] [36] ([57])	
孝謙一道鏡	[42] [43-01] [44] [45] [46] [47-01・03]	十一面神呪經・十一面觀音神呪經・孔雀王呪經・陀羅尼集經に同じ
	[43-02]	
	[43-03]	
	[54]	
	[50]	

【表】宝字6・7年の写経事業

No.	写経事業名	[藺田1974]	[山本2002]	本稿での番号
1	大般若経	199	—	①
2	観世音経	200	—	—
3	理趣分	201	—	—
4	十二灌頂経	202	(イ)	—
5	二部大般若経	203	(ロ)	②
6	仁王経疏	—	(ハ)	—
7	五部仁王経疏	—	(ニ)	③
8	金剛般若経・二部最勝王経	—	(ホ)	—
9	十八種持物之具経	204	(ヘ)・(カ)	④
10	二部法華経	205	(ト)	⑤
11	七百卷経	206	(チ)	⑥
12	二部法華経・顕无边仏土経	—	(リ)	⑦
13	一部仁王経疏	207	(ヌ)	⑧
14	四十卷経	208	(ル)	⑨
15	一部法華経	209	(ヲ)	⑩
16	阿弥陀経	209	(ワ)	⑪
17	心経	210	(ヨ)	⑫
18	花嚴経	—	—	⑬

作成/発信→受信	大日古	文書の所在	次	他の利用	備考
造東大寺司(→太政官カ)	五375～383	ZB33裏(6～1)	1	二次、[17]	左に余白約31.5cm(12分)あり
各文書参照	十六317	ZZ43-22<10>	1		付箋「廿五ノ九」、未修目録508「片紙」カ
安都雄足(→某)	十六317	ZZ43-22<10>	—		
安都雄足(→某)	十六317	ZZ43-22<10>	—		
造物所→造東大寺司→写経所	十六318～319	ZZ24-7<3>	1	二次、[10]	付箋「卅五ノ一」「三」、未修目録903「造物所解(申舎人等交名事天平宝字七年正月十日)一枚」
各文書参照	十六319～322	ZZ9-8<1～2>	1		往来軸「仁王経疏本帳」
写経所	十六320～321	ZZ9-8<1>	—		
写経所(→造東大寺司カ)	十六321～322	ZZ9-8<1～2>	—		
写経所	十六322	ZZ9-8<2>	—		
写経所	十六322	ZZ9-8<2>	—		[04-01～03]とは異なる写経事業
嶋浄浜→写経所	十六323	ZB6<8>	1	二次、造東大寺司石山院所牒案(宝字7.1.26、五383)および灌頂経机覆注文(宝字7.1.26、五383～384)、ともに二部般若解移牒案のうち、[矢越2007]目録の111-19・20	奥に判あり
岡人成→写経所	十六323～324	Z20<21>	1	二次、灌頂経机覆注文(宝字7.1.26、五383～384)および経所解案(宝字7.1.30、十六326～327)、ともに二部般若解移牒案のうち、[矢越2007目録]の111-20・21	年紀不明、[05]による類収、判なし
写経所(→造東大寺司)	十六341～343・二十五339～340・十五81～82・十五79～81・十六419～420	S5裏<11>・Z31裏<3>・Z31裏<4>・Z22裏<4>・ZZ42-5<9>	2	一次、□[木カ]工所解(宝字3.6.28、四368～370)・食堂所解(宝字3.1.28、四371)・鋳所解(宝字3.6.30、四373～374)・造瓦所解(宝字3.6.29、四372～373)・作金堂所解(宝字3.6.29、十四283～284)	

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
01	造東大寺司解案	宝字7.1.3	作成	—	造東大寺司および被管諸所の宝字6年閏12月分の告朔解の案
02	安都雄足啓案	宝字7.1.8	～(宝字7.1.)11	—	各文書参照
	-01 安都雄足啓案	宝字7.1.8	作成	—	栄造帯所借用物に関する安都雄足啓の案
	-02 安都雄足状案	(宝字7.1.)11	作成	—	進上銭に関する安都雄足状の案
03	造物所解	宝字7.1.14	作成	—	舎人等の交名に関する造物所の解
04	仁王経疏本充帳	宝字7.1.15	～宝字7.4.18	各文書参照	仁王経疏に関する諸記録
	-01 仁王経疏本充帳	宝字7.1.15	作成	③五部仁王経疏	経師5人に対する仁王経疏の充本帳
	-02 装潢校生布施注文	(宝字7ヵ)	作成	③五部仁王経疏	仁王経疏書写の布施申請解の抜粋、または布施支給の記録か
	-03 奉請文案	(宝字7.)2.9ヵ	作成	③五部仁王経疏	仁王経疏を内裏に納入したことの記録
	-04 圓測師仁王経疏奉写注文	宝字7.4.18	作成	⑧一部仁王経疏	仁王経書写の記録
05	嶋浄浜請暇解	宝字7.1.24	作成	②二部大般若経	嶋浄浜の請暇解
06	岡人成請暇解	(宝字7ヵ)1.26	作成	②二部大般若経	岡人成の請暇解
07	造東寺司奉写十八種持物之具経用度文案	宝字7.1.28	作成	④十八種持物之具経	十八種持物之具経(=梵網経・四分僧戒本経・四分尼戒本経)書写のための用度の勘注文の案

作成/発信→受信	大 日 古	文書の所在	次	他の利用	備 考
上馬養→吉成(→安都雄足)	五387～388	Z47<8>	1	二次、東大寺奉写経所移案(宝字7.4.29、十六330～382)・東大寺請経文案(宝字7.5.13、十六382～383)・東大寺写経所牒案(宝字7.5.14、十六383)・東大寺写経所牒案(宝字7.5.14、十六383～384)・請経文注文((宝字7.5)、十六384)、すべて二部般若解移牒案のうち、[矢越2007] 目録の111-31～35	奥裏に封の墨痕あり
写経所	十六334～336	ZZ10-13<1～2>	1		往来軸「〈梵網経/四分律〉七年」(表)「充裝潢紙帳」(裏)
—	十六335	ZZ10-13<1>	—		付箋「(判読不能)」
—	十六336	ZZ10-13<2>	—		付箋「卅一ノ四」、未修目録753「梵網経冊巻〈二月六日〉一枚」
写経所(→造東大寺司カ)	十六343～344	ZZ24-7裏<3>	2	一次、[03]	年紀不明、[07]などによる類収
写経所(→造東大寺司)	五388～395	ZB17<1～5>	1		
写経所	十六336～339	ZZ5-12<1～2>	1		往来軸「雑物納帳二部法花料」、ZZ一卷完結
写経所カ	十六340	ZZ5-1<31>	1		付箋2枚「六(朱筆)」「卅五ノ六」、未修目録1156「法華一部〈別当之云々〉一枚」
飯高息足→「佐官(=安都雄足)」	十六340～341	ZZ44-10<49>	1		紙背左端に切封あり、付箋2枚「四十一」「出八巻」
慶宝→某	五400	ZK42裏<3>	1	二次、造石山寺所符案(宝字7.3.3、五401～402・未収)および造石山院所解案(宝字7.5.6、五439～440)、ともに造石山寺所解移牒符案のうち、[矢越2007] 目録の2-188・189	
道鏡→造東大寺司	五402	S7<8>	1		

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
08	上馬養状	宝字7.2.20	作成	—	上馬養から吉成に宛てた鳥・鴨の進上状
09	奉写梵網経并四分律 充裝潢紙帳	宝字7.2.6カ	～宝字7.2.24	④十八種持物の具経	各文書参照
	-01 裝潢充紙并打紙注文	宝字7.2.24	作成	—	梵網経・四分律書写における裝潢への充紙と打紙に関する記録
	-02 料紙勘注文	宝字7.2.6カ	作成	—	梵網経・四分律書写の料紙の勘注文
10	奉写梵網経并四分戒 本用度注文	不明	—	④十八種持物の具経	梵網経・四分尼戒本・四分僧戒本書写のための用度申請解、またはその記録か
11	奉写経所解案	宝字7.2.25	作成	⑤二部法華経	二部法華経書写のための用度申請解案
12	奉写二部法華経料雜 物納帳	宝字7.2.25	～宝字7.3.28	⑤二部法華経	二部法華経書写のための雜物出納の記録
13	奉写法華経本注文	不明	—	⑤二部法華経カ	法華経書写の充本の記録か
14	飯高息足状	宝字7.2.29	作成	②二部大般若経	綿の売却直に関する飯高息足の状
15	僧慶宝状	(宝字)7.3.2	作成	—	流失材木の未払い分の精算に関する文書
16	法師道鏡牒	宝字7.3.10	作成	⑥七百卷経	道鏡より造東大寺司への七百卷経書写申請の牒

作成/発信→受信	大 日 古	文書の所在	次	他の利用	備 考
造東大寺司(→内裏)	五403～411	ZB33(1～6)	2	一次、〔01〕	〔16〕に対応
写経所	十六345～347	ZZ10-14	1		ZZ一紙一卷、往来軸 「奉写梵網経并四分戒本 料物収帳」(表)「七年三 月」(裏)
写経所(→造東大寺司)	二十五345～346、 十六347～352	ZZ42-4(2)、ZZ42-4 裏(6～3)	1	二次、〔43〕	
各文書参照	五412～413	Z47裏(9)	2	一次、〔48〕	
写経所	五412	—	—		
写経所	五412	—	—		
写経所(→造東大寺司)	五412	—	—		
写経所(→造東大寺司)	五413	—	—		
写経所	十六352～355	ZZ10-22(1～2)	1		ZZ一卷完結、往来軸 「奉写七百卷経浄衣并銭 納帳」(表)「七年三月」 (裏)
写経所	十六355～356	ZZ10-15	1		ZZ一紙一卷、往来軸 「銭用帳(梵網経料)」 (表)「七年三月」(裏)
写経所	十六356～359	ZZ10-12(1～2)	1		ZZ一卷完結、往来軸 「充紙帳(梵網経四分 律)」(表)「七年」(裏)
写経所	十六359～362	ZZ10-11(1～2)	1		ZZ一卷完結、往来軸 「充本帳(梵網経/四分 律)」(表)「七年三月十九 日」(裏)
—	十六359～362	ZZ10-11(1～2)	—		
—	十六362	ZZ10-11(2)	—		
—	十六362	ZZ10-11(2)	—		
写経所	五413～417	ZK4(1～2)	1		往来軸「銭用帳(七百卷 経)」(表)「七年三月」(裏)
写経所	十六363～364	ZZ10-20	1		ZZ一紙一卷、往来軸 「七百巻経料紙装潢充帳」 (表)「七年三月」(裏)

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
17	造東寺司解案	宝字7.3.11	作成	⑥七百卷経	七百卷経書写のための用度申請解の案
18	奉写梵網経并四分戒本料雑物納帳	宝字7.3.11	～宝字7.6.6	④十八種持物之具経	梵網経・四分戒本書写のための雑物収納の記録
19	奉写経所解案	宝字7.3.12	作成	⑦二部法華経・顕无辺仏土牒	法華経・顕无辺仏土経書写のための用度申請解の案
20	経所解案	(宝字)7.3.17	～(宝字)7.8.10	各文書参照	各文書参照
	-01 経所注文	(宝字)7.3.17	作成	⑥七百卷経	調布の浄衣を七百卷経書写の用度に使用したことの記録
	-02 経所注文	(宝字)7.7.26	作成	—	調の葉薦畳を鑄物所に充てたことの記録
	-03 経所解案	(宝字)7.7.27	作成	—	調布の袈の返上に関する写経所解の案
	-04 経所解案	(宝字)7.8.10	作成	—	調布の袈および銅銘の返上に関する写経所解の案
21	奉写七百卷経料雑物収納帳	(宝字)7.3.18	～(宝字)7.6.9	⑥七百卷経	七百卷経書写のための雑物収納の記録
22	奉写梵網経并四分律料銭用帳	(宝字)7.3.18	～(宝字)7.3.30	④十八種持物之具経	梵網経・四分律書写のための用銭の記録
23	奉写梵網経并四分律充紙帳	(宝字)7.3.18	～(宝字)7.5.3	④十八種持物之具経	梵網経・四分律書写のための充紙の記録
24	奉写梵網経并四分律充本帳	宝字7.3.18	～宝字8.1.3	各文書参照	各文書参照
	-01 奉写梵網経并四分律充本帳	宝字7.3.18	～宝字8.1.3	④十八種持物之具経	梵網経・四分律書写のための充本の記録
	-02 法華経二分奉写注文	(宝字)7.3.3	作成	⑤二部法華経	法華経二部の書写に関する記録
	-03 四分僧戒本返送注文	(宝字)7.3.27	作成	④十八種持物之具経	四分僧戒本の返送に関する記録
25	奉写七百卷経銭用帳	(宝字)7.3.21	～(宝字)7.5.27	⑥七百卷経	七百卷経書写のための用銭の記録
26	奉写七百卷経料紙裝潢充帳	(宝字)7.3.29	～(宝字)7.6.10	⑥七百卷経	七百卷経書写料紙の裝潢への充当の記録

作成/発信→受信	大 日 古	文書の所在	次	他の利用	備 考
写経所	五418～432	ZZ10-19<1～9>	1		ZZ一巻完結、往来軸「紙充帳〈七百巻〉」(表)「宝字七年四月六日」(裏)
写経所	十六364～367	ZZ10-21<1～2>	1		ZZ一巻完結、往来軸「裝潢紙上帳〈七百巻〉」(表)「宝字七年四月」(裏)
写経所	十六367～371	ZZ10-18<1～3>	1		ZZ一巻完結、往来軸「本充帳〈七百巻〉」(表)「宝字七年四月」(裏)
—	十六367～370	ZZ10-18<1～2>	—		
—	十六370	ZZ10-18<2>	—		
—	十六370～371	ZZ10-18<2>	—		
荊嶋足→写経所	十六371	ZZ9-9裏<5>	1	二次、[36]	端裏書「裝潢等手実」、奥に追記あり
万昆太智→写経所	五435～436	ZK42<8>	1	二次、造石山院所解(宝字7.5.6、五439～440)、造石山寺所解移牒符案のうち、[矢越2007]目録の2-189	判なし
土師男成→写経所カ	十六372	ZZ43-22<23>	1		付箋「四十二ノ二十一」
土師男成→写経所カ	十六372	ZZ47-3<24>	1		付箋「第廿二 一」、年紀不明、[32]による類取
塙坂宅(三尾恵□)→安都雄足カ	十六373	ZZ43-22<24>	1		付箋「十三帙三巻」、未修目録182「塙坂宅解(申宿給白米借請用事)一枚」
各文書参照	十六373～375・400～407・415～419	ZZ3-10裏<7～1>	1	二次、奉写一切経所告朔解案(宝亀4.4.29～宝亀4.5.30、二十一484～524)	
各文書参照	十六373～375	ZZ3-10裏<7～6>	—	—	
大師家→東大寺三綱務所→造東大寺司→写経所	十六373～374	ZZ3-10裏<7>	—	—	
造東大寺司(→大師家)	十六374～375	ZZ3-10裏<7～6>	—	—	
大師家→東大寺三綱務所→造東大寺司→写経所	十六400～405	ZZ3-10裏<6～4>	—	—	
写経所	十六415～419	ZZ3-10裏<3～2>	—	—	

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
27	奉写七百卷経充紙筆墨帳	宝字7.4.6	～宝字7.6.16	⑥七百卷経	七百卷経書写のための充紙筆墨の記録
28	奉写七百卷経装演紙上帳	宝字7.4.6	～宝字7.6.15	⑥七百卷経	七百卷経書写料として装演が上呈した料紙の記録
29	奉写七百卷経本充帳	宝字7.4.6	～(宝字)8.9.13	⑥七百卷経	各文書参照
	-01 奉写七百卷経本充帳	宝字7.4.6	作成	—	七百卷経書写のための充本の記録
	-02 奉請文案	(宝字)8.9.10	作成	—	金剛般若経を内裏に奉請したことに關する記録
	-03 奉請文案	(宝字)8.9.13	作成	—	金剛般若経を大仏殿に奉請したことに關する記録
30	荊嶋足手実	宝字7.4.10	作成	②二部大般若経	装演荊嶋足の作紙報告の手実
31	万昆太智請暇解	宝字7.4.15	作成	⑥七百卷経	万昆太智の請暇解
32	土師男成海藻送文	(宝字)7.4.15	作成	—	土師男成より長門海藻を送る際の送文
33	土師男成請物文	(宝字7カ)5.4	作成	—	土師男成による不足物品購入のための請物文
34	堀坂宅解	宝字7.4.16	作成	—	宿置してある白米の借用を申請する解
35	大師家牒等案	宝字7.4.16	～(神護)1.5.9	—	各文書参照
	-01 大師家牒	宝字7.4.16	～(神護)1.5.9	—	各文書参照
	-01 大師家牒	宝字7.4.16	作成	—	大師家から東大寺三綱務所にあてた經典借用申請の牒
	-02 造東大寺司牒案	宝字7.4.17	～(神護)1.5.9	—	造東大寺司から大師家にあてた經典貸出のための牒の案
	-02 大師家牒	宝字7.7.1	作成	—	大師家から東大寺三綱務所にあてた經典借用申請の牒
	-03 奉写経所請疏文案	宝字7.7.5	～宝字8.1.17	—	各文書参照

作成／発信→受信	大 日 古	文書の所在	次	他の利用	備 考
—	十六415～418	ZZ3-10裏〈3～2〉	—	—	
—	十六418～419	ZZ3-10裏〈2〉	—	—	
大師家→造東大寺司→写経所	十六405～407	ZZ3-10裏〈1〉	—	—	
写経所(→造東大寺司)	十六375～376	ZZ9-9〈5〉	2	一次、〔30〕	付箋「十五帙六巻」、未修目録235「写経所解〈申応奉写疏用度事〉一枚」
阿刀乙万呂→写経所カ	五436～437	Z30〈11〉	1		
写経所(→内裏カ)	十六376～382	ZZ4-12〈1～4〉	1		付箋「芥ノ十七」
各文書参照	十六384～385	ZZ24-7〈5〉	1		付箋2枚「〔出〕 八巻」「 五」
弓削伯麻呂→写経所	十六384	—	—		
写経所	十六384～385	—	—		
安都雄足→某	十六385～386	ZZ43-22〈29〉	1	奥に練白繩に関する追記あり	付箋「出 八巻十□」、端裏に切封(封墨引)あり
写経所	十六387～389	ZZ10-17〈1～2〉	1		ZZ一巻完結、往來軸「校帳〈七百巻〉」(表)「宝字七年四月」(裏)
道鏡→造東大寺司→写経所	五447～448	S7〈7〉	1		
各文書参照	十六407～412	ZZ42-4〈3～6〉	2	一次、〔19〕	
写経所(→造東大寺司)	十六407～410	ZZ42-4〈3～5〉	—	—	
写経所	十六410～411	ZZ42-4〈5～6〉	—	—	
写経所	十六411～412	ZZ42-4〈6〉	—	—	
写経所	十六412～414	ZZ10-28	1	奥に追記あり	ZZ一紙一巻、往來軸「雜物納帳」(表)「七年七月冊卷経」(裏)
写経所	二十五340～341	ZZ37-9〈53・54〉	2	一次、最勝王経書き損じ(天地逆、未収)	年紀不明、〔44〕による類収

文書番号	文書名	年月日	期間／作成	写経事業	文書機能	
	-01	奉写経所請疏文案	宝字7.7.5	作成	—	[35-02]より抜き書きした記録
	-02	奉写経所請疏文案	宝字8.1.17	作成	—	經典貸出に関する記録
	-04	大師家牒	不明	作成カ	—	大師家から「造東大寺務所」(＝造東大寺司)にあてた經典借用申請の牒
36	写経所解案	宝字7.4.17	作成	⑧一部仁王経疏	仁王経書写のための用度申請解の案	
37	運米使阿刀乙万呂解	宝字7.4.22	作成	②二部大般若経	米の購入や運送に関する運米使阿刀乙万呂の解	
38	東大寺奉写大般若経所解案	宝字7.4.23	作成	②二部大般若経	二部大般若経書写のための請用雑物の使用状況および残物状況を報告する解の案	
39		弓削伯麻呂請暇解	(宝字7カ)5.18	～(不明)	②二部大般若経	各文書参照
	-01	弓削伯麻呂請暇解	(宝字7カ)5.18	作成	—	弓削伯麻呂の請暇解
	-02	銭用注文	不明	—	—	用钱に関する記録
40	安都雄足啓	宝字7.5.24	作成	—	交易米などを請求する安都雄足の啓	
41	七百巻経校帳	宝字7.6.10	～宝字7.6.19	⑥七百巻経	七百巻経書写の校帳	
42	法師道鏡牒	宝字7.6.30	作成	⑨四十巻経	造東大寺司へ十一面経・孔雀王呪経書写を命じる道鏡の牒	
43		奉写経所解案	宝字7.7.2	～(不明)	各文書参照	各文書参照
	-01	奉写経所解案	宝字7.7.2	作成	⑨四十巻経	四十巻経書写のための用度申請解の案
	-02	奉写法華経用度注文	不明	—	⑩一部法華経	法華経書写のための用度申請の記録
	-03	奉写阿弥陀経用度注文	不明	—	⑪阿弥陀経	阿弥陀経書写のための用度申請の記録
44	奉写四十巻経料雑物納帳	(宝字)7.7.2	作成	⑨四十巻経	四十巻経書写のための雑物収納の記録	
45	奉写四十巻経料色紙注文	不明	—	⑨四十巻経	四十巻経書写のための色紙の記録	

作成/発信→受信	大日古	文書の所在	次	他の利用	備考
写経所	十六414～415	ZZ10-29	1		付箋「冊」(「冊ノ一」カ)、未修目録1001「充装潢紙帳〈七年七月三日〉巻卷〈内一枚付箋〉二十三枚」カ、ZZ一紙一卷、往来軸「冊巻経/充装潢紙帳」(表)「七年七月三日」(裏)
各文書参照	五449～451	ZK39(2～3)	1		
写経所	五449～450	ZK39(2～3)	—		
写経所(→造東大寺司)	五451	ZK39(3)	—		
写経所(→造東大寺司)	五451	ZK39(3)	—		
下道主→上馬養カ	五454～455	Z47(9)	1	二次、[20]	左端に未収文字あり(判読不能)
写経所	十六420～421	ZZ4-20(6)	1		付箋「卅一ノ七」、未修目録778「大般若経二百巻〈云々〉一枚」
造東大寺司(→太政官カ)	十六421～422	Z28裏(13)	2	一次、造東大寺司上日帳(宝字5カ、十五132～134)	
写経所	十六422	ZZ14-7(20)	1		年未詳、2通の奉写御執経所奉請文による類取(「個別文書の検討」参照)
写経所	五463	ZB38裏(1)	1	二次、経所解(宝字8.1.29、五468～469)・経所解(宝字8.2.30、五469)、ともに奉写二部大般若経解移牒符案のうち、[矢越2007]目録の111-45・46	左端に余白約13cmあり、書き込み途中で廃棄されたか(「個別文書の検討」参照)
造円堂所→造東大寺司→写経所	五463～464	S45(9)	1		
造東大寺司(→内裏カ)	十六423～427	ZK42(9～10)、ZZ42-5(5～6)	1	ZZ42-5(5)の裏に墨痕あり	
写経所	十六427～428	ZZ17-7裏(23)	1	二次、奉写一切経所奉請文(景雲1.9.26～、十七78～110)	
—	十六427～428	—	—		
—	十六428	—	—		
大宰帥宅→造東大寺司→写経所カ	五464	ZB5(7)	1	二次、造東寺司奉写大般若経一部料紙銭注文(宝字8.10.25、十六559～560)	

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
46	奉写四十卷経充装潢紙帳	(宝字)7.7.3	作成	⑨四十卷経	四十卷経書写事業における装潢への充紙の記録
47	四十卷経充本帳	宝字7.7.3	～(宝字)7.12.22	各文書参照	各文書参照
	-01 四十卷経充本帳	宝字7.7.3	作成	⑨四十卷経	四十卷経書写事業の充本帳
	-02 奉請文案	(宝字)7.7.18	作成	⑤二部法華経	法華経二部貸出の記録
	-03 奉請文案	(宝字)7.12.22	作成	⑨四十卷経	四十卷経貸出の記録
48	下道主状	(宝字)7.7.25	作成	—	胡麻油などを請求する下道主の状
49	大般若経本奉請帳	(宝字)7.9.1	～(宝字)7.9.15	①大般若経	内裏への大般若経納入の記録
50	造東大寺司解案	宝字7.9.5	作成	⑬花厳経	花厳経書写料物の借用申請解の案
51	奉請注文	(宝字7カ)11.6	作成	—	内裏への解深密経奉請の記録
52	写経所雑物出充帳	宝字7.12.8	作成	—	雑物出充の記録
53	造円堂所牒	宝字7.12.20	作成	—	画機借用を請う造円堂所の牒
54	奉写心経一千卷用度文案	宝字7.12.25	作成	⑫心経	心経書写のための用度雑物の記録
55	奉写経所本経疏奉請帳	(宝字)7.12.29	～(宝字)8.3.23	—	諸経の貸出記録か
	-01 奉写経所本経疏奉請文	(宝字)7.12.29	作成	—	楞伽経以下の諸経の貸出または借用の記録か
	-02 奉写経所本経疏奉請文	(宝字)8.3.23	作成	—	楞伽経疏の貸出または借用の記録か
56	大宰帥宅牒	宝字7.12.30	作成	—	銅工の上日を申送する大宰帥宅の牒

作成／発信→受信	大 日 古	文書の所在	次	他の利用	備 考
写経所(→造東大寺司)	十六428～431	ZZ18-4裏(4～3)	1カ	二次カ、経所解案(宝字7.5.6、五438)・東大寺造石山院所牒案(宝字7.5.21、五441～442)・東大寺司造石山院所牒案(宝字4?.6.9、五444)・東大寺司造石山院所返抄案(宝字7.6.15、五444～445)・造石山院解案(宝字7.6.16、五445～446)、すべて造石山寺所解移牒符案のうち、[矢越2007]目録の2-190～194	

文書番号	文 書 名	年 月 日	期間／作成	写経事業	文書機能
57	写経所解案	不明	—	⑧一部仁王経疏	経師等の作業量を報告する写経所解の案